

て、打果し申かと申候。書置一通有之候。其内に播磨守へ遣恨有之候旨、相調被置候。内藏助は無子、弟を養子と仕置申候。御詮議の上被仰出候は、内藏助儀不届の至に候。其身引負の罪有之上、異見仕候播磨守へ恨を含み申候。剩へ何の恨も無之豊前守へ切かけ申、頭へ對し旁不届至極に被思召候。依之養子何某流罪に被仰付候。其後程經候て豊前達て被相願、右養子何某嶋より歸參被仰付候。

右喧嘩の時、豊前守宅は今の比毘谷門の内有之處、即日相公様御見舞被遊候。豊州以後々々迄忝儀に被存候。

喜六郎十三歳の年の儀、其頃熱田へ養子に被罷越候故、

江戸には有合不被申候。右兩件の儀は喜六郎へ望候て物語承候て書記し候。喜六郎行年六十六歳、于時享保三年

臘月十九日。

一、岡田豊州、御家へ御懇意の筋目

豊州従父長門守者、信雄公の一家老に候處、謀叛の旨讒言有之、土方勘兵衛に被申付仕物に被申付候。勘兵衛三百石に候處、此時の實に一萬石取此時伊勢守は星崎へ籠城仕候。豊州父伊勢守は長門守弟也。其後伊勢國などへも罷越徘徊仕候。肥前様御代御招被成、越中守山へ

召て三千俵御合力分に被下候。其後加藤肥後守殿へ八千石にて被招候て、高麗陣に供仕手柄仕候。太閤へも御奉公仕候旨。畢竟權現様被召仕候。御家へ御懇意は右の筋目迄にても無之、荒子に被成御座候時、長州領知も御近所の旨申傳候。

一、岡田喜六郎重元の由緒

岡田喜六郎重元今茲六十九歳也。本藩へ延寶二年甲寅の歳簞任。于時二十五歳也。自ら其始末を爲余語り被聞候間書記しぬ。岡田豊前守善政御勘定頭采地七千石。酒州伊尾。子にて兄弟あまたあり。七歳の時尾州熱田の郷士加藤隼人江戸へ來りし頃、豊

州の末子の内養子にせん事を欲す。喜六郎及左太郎兩兒を出して、いづれ成とも召供し候様にとありける時、喜六郎を携て行ぬ。十三歳の時養父隼人死去にて養母に育せらる。尾州の人毛利氏文は掃部、三子石取候て大名並と云なり。隼人弟加藤帶刀皆郷士にて、名護屋へ年始に一度づゝ出仕に出るまでにて、常は百姓町人な

どの様に、或は田地の稼穡又は宅地の儲賃等にて貨殖を業とす。豊臣太閤本下藤吉郎と申せしよりも猶下賤の時、此加藤隼人が家に養公し給不仕候事は、疑念に可存候。わかしこの報恩にて、御朱印を以田地被下、並卯丸と申名物の御太刀理納す。其故權現様御代に被成候ても、其儘御朱印被下候。但中頭より如何様の譯に候哉、弟帯刀宗に御朱印あり。此話を聞候以後、伊藤宗忠が老人雜話を看候に、太閤江州北郡におはせし時、加藤喜左衛門と云人浦正の伯父也。太閤へ申けるは、

我に姪一人あり。盛所におきて飯くはせて給はれと云。太閤見て賢く見ゆるとて、米五石をあたふ。程なく二百石あたふ。其後七木鎧の時三千石あたふ。又無程肥後二十、米高石あたふと云云。此それ故にや於名護屋、成瀬隼人正など挨拶加藤氏と見えたり。それ故にや於名護屋、成瀬隼人正など挨拶等、商賈同事の様子なり。是のみならず一郷の者士風は無之、咄一つも合不申候に付、ことの外難儀に存此時分加藤喜左衛門と云。十八九の時分、一先づ豊州采地酒州伊尾の内へ罷越、部舎を造り暮し居候所、養母より様々申越、豊州一家よりも沙汰の限なるよしにて、兎角妻子も出來仕候はゞ愛着も起り、他念起まじきなどて、妻を迎へる相談候得共、同心不仕候へば、美女を貯へ妾などを置候得共、一圓女色にもちかづかず、終には江戸へ罷歸り候處幸に年々金銀の男子有之候。名護屋の御家督に定む。豊州大に怒り散々の首尾に候。或時前へ呼出し教訓のうへに、幸の儀に候間出家をいたし可然と有之候。親ながら情もなき申様と存申候は、出家仕候儀望に候へば、熱田より直に如何様にも遁世仕儀に候。何とぞ何方へぞ士の列に入り、奉公を望に存候旨申候へば、由緒有之とて加賀殿などへ走り入申まじく候と、叱り候て奥へ入申候。此叱申にて心附、何とぞ賀州へ奉公仕度事と念願起申候。然處豊前存寄、喜六郎狹狭ものに候間、賀州へ參まじきものにては

無之候間、先達て御届いたし置可然旨にて、本多房州江戸詰合に付、せがれ喜六郎か様々の仕形の者、親兄弟ももてあつかひ罷在候。私儀御代々御懇意に被成下候間、左様の儀存出しかけ込可申も難計候間、若左様の首尾も候はゞ、急度御叱逐かへされ候様に、兼て頼入存候旨口狀にも申、紙面も遣はし候旨、家老どもの内より内證しらせ申候。一段の儀と存、二十五歳の時金澤へ參り、岡田豊前守せがれ岡田喜六郎、御家奉公望罷越候旨申參候處、岡田善右衛門・堤勘右衛門兩人、先達て其心得仕候由にて、町屋を拵置申候。其段房州へ兩人より申通候處、即刻預使者、翌日旅宿へ安房も見舞被申候。其年は御在府の内に候處五月御歸藩、十月被召出、御馬廻組に被成、御知行八百石被下、三丸御番入仕候處、青地采女相番に罷成、初ての儀には候へ共念頭にいたされ候。其故藏人・藤太夫事をば疎略に不存候。二年めに江戸月並の御使者被仰付、豊州はじめ對面、互の慶び不整形候。乍然自餘の御使には逗留有之候とも、喜六郎儀は一日もはやく罷歸候様に仕度の旨、豊前より横山外記へ迄急度申達候て無間罷歸候。か様には候得共、御國にても如何様の儀